特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３号

千葉県野田市二ツ塚95番地の３
清算株式会社　ミヤチシステムズ株式会社
代表清算人　金子　憲康

1　決定年月日　平成27年11月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　弁済の場所

本協定に基づく弁済は、別紙記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）がそれぞれ指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2　端数の処理

割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　初回弁済及び免除

1　初回弁済

清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日（以下「協定確定日」という。）から１か月以内に、協定債権の債権額の17％に相当する金員（但し、1000円未満は切り捨てる。）を、初回弁済として支払う。初回弁済額は、まず平成27年10月末日までに発生した利息及び遅延損害金に充当し、その後、債権元本に充当する。

2　初回弁済時の免除

協定債権者は、前項の初回弁済の受領と同時に、平成27年11月１日以降に発生する利息及び遅延損害金の支払を免除する。

第３　最終弁済及び免除

1　最終弁済

清算株式会社は、第２に定める初回弁済後、協定確定日から１年以内を目途に、換価可能な全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価」という。）を終了させ、全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権等」という。）に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資（以下「最終弁済原資」という。）として、全資産の換価後遅滞なく、以下の方法にて最終弁済を行う。

①　すでに行った初回弁済及び免除における弁済額及び免除額を全て持ち戻した上、弁済の基準となる各協定債権者の債権額の合計額（以下「債権合計額」という。）を算定する。

②　最終弁済原資及び初回弁済における弁済総額の合計額を上記①により算定された債権合計額で除する方法により、基準弁済率を算定する。

③　上記①により算定された各協定債権者の債権額に上記②により算定された弁済率を乗じた金額をもって各協定債権者に対する弁済総額とし、同額から既に弁済した初回弁済における弁済額を控除した残額をもって、最終弁済における弁済額（以下「最終弁済額」という。）を決定する。

④　清算株式会社は、上記③により算定された最終弁済額を、最終弁済として支払う。

2　最終弁済時の免除

協定債権者は、前項の最終弁済の受領と同時に、協定債権から既弁済額を控除した残債権全部の支払を免除する。

第４　追加弁済

第３による最終弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第３、１、①により算定された各協定債権者の債権額に基づき案分計算によって算出した額を追加弁済する。この場合、追加弁済の範囲においては、第２、２及び第３、２による免除の効力は失われるものとする。

（別紙）　単位：円

協定債権者		債権額
1	株式会社アマダホールディングス 住所　〒259―1116 神奈川県伊勢原市石田200	126,953
2	株式会社アマダミヤチ 住所　〒278―0016 千葉県野田市二ツ塚95―３	2,437,029,311
3	株式会社オービック 住所　〒104―0031 東京都中央区京橋２丁目４番15号	2,609,057
4	シティユーワ法律事務所 住所　〒100―0005 東京都千代田区丸の内２－２－２丸ノ内三井ビル	1,083,687
	総協定債権額	2,440,849,008

千葉地方裁判所松戸支部民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第３号

岐阜県関市向陽台３番３号
再生債務者　前川　照雄

1　決議に付する再生計画案　平成27年10月30日付け再生債務者提出の再生計画案

2　債権者集会

⑴　期日　平成28年１月12日午後４時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

3　議決権不統一行使の通知期限　平成28年１月５日

平成27年12月１日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第８２号

埼玉県所沢市林３丁目509番地の128
再生債務者　近澤　正治（旧姓早川）

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年12月22日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月15日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第９２号

埼玉県所沢市北野新町１丁目12番地の６
再生債務者　八張　由寛

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年12月22日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月15日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第１４７号

千葉県千葉市若葉区西都賀１丁目16番12―202号
再生債務者　田村　明浩

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年12月22日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月19日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第２３９号

札幌市厚別区厚別町上野幌826番地27　マイハイム上野幌205
再生債務者　坂部　健治

1　決定年月日時　平成27年12月３日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年12月24日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月７日から平成28年１月14日まで

札幌地方裁判所民事第４部